

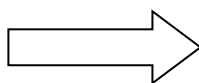
【はじめにお読みください】

平成31年度の放課後児童クラブの入所申請について

利用する児童は…

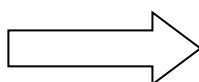
放課後留守家庭児童ですか？
年間を通じた利用ですか？
日常生活に支障がありませんか？

豊岡市内の小学校に就学する
新1年生から新6年生
※利用時間は午後6時半まで



平成30年
11月30日（金）までに
申請書を提出してください。

幼稚園児
※利用時間は午後4時まで



受入に余裕があれば入所可能

※ただし、認定こども園の短時間児は
利用できません。また、平成24年度
以降、2年制保育となった幼稚園の4
歳児は利用できません。

幼稚園児で午後4時以降も利用
できる特別な場合

- ①幼稚園在園中（年度途中）に保護者の育児休業が終了する場合。
- ②幼稚園在園中に保護者の離婚、病気による入院などやむを得ない事由により、午後4時以降も留守家庭となる場合。



平成30年
11月30日（金）までに
申請書を提出してください。

保育所の入所（継続）手続きも
あわせて行ってください。

* 申請書受付期間
平成30年11月9日（金）～平成30年11月30日（金）

* 申請書受付場所
新規申込者…こども育成課、各振興局地域振興課
継続申込者…各放課後児童クラブ

※ 申請書類については、上記受付場所で交付します（11月1日（木）～）。